

ふれあいサポート収集 生活支援・安否確認

高齢者や障がいのある人の 家庭ごみを玄関先まで戸別に収集します。

ふれあいサポート収集とは

一人暮らしの高齢者や障がいのある方の世帯については、地域コミュニティやご親族のみなさんのご協力により、地域のごみステーションまでごみの排出をしていただいております。しかし、少子高齢化や核家族化により、どうしても「ごみ出しをすることが困難である」との相談や要望が多く寄せられるようになりました。

「ふれあいサポート収集」は、こうした世帯に対して、市の職員が週1回、無料で家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺うことにより、これらの方々の日常生活上のサポートをするものです。

1. ふれあいサポート収集を利用できる世帯

本市の区域内に住所を有し、介護サービス又はホームヘルプサービスを受けている次のいずれかに該当する者を含む世帯で、一人暮らし又は同居者が高齢等により、自ら家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定において、要介護2以上の認定を受けた65歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級または2級に該当する方
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する方
- (4) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）の規定により大阪府療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害の程度がAに該当する方
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める方

2. 申請手続きと利用決定

- (1) クリーンセンター業務課、高齢福祉課、障がい福祉課等に設置している収集利用申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

なお、ご本人の同意があれば、ご親族や民生委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による代理人の申請も可能です。

- (2) 受付後、クリーンセンター担当職員が直接ご本人宅を訪問し、収集面接票により申請内容及び収集方法、収集場所等の確認を行いサービス利用の可否を決定します。

ただし、サービスを利用できる条件に該当する世帯であっても、ホームヘルパー等で対応ができる世帯、親族又は近隣の者等の協力を受けることができる世帯及び特別養護老人ホーム等の福祉施設等の入所世帯は対象となりません。

※訪問する際には、ご本人に関わっているケアマネージャー等の立会いをお願いします。

3. 収集できるごみの種類

収集できるごみは、定曜日収集をしている以下の家庭ごみです。

種類ごとに袋に分けて、同時に出してください。

○普通ごみ ○プラスチック製容器包装 ○びん・缶類 ○古紙・古布

○小型ごみ ○ペットボトル

但し、以下のものは収集できません。

●市が収集・処理できないもの

●引越・片付け等で多量に排出されるもの

●粗大ごみ（別途、「さわやか訪問収集」の手続きが必要）

●特定リサイクル家電（別途、リサイクル料金及び運搬料金が必要）

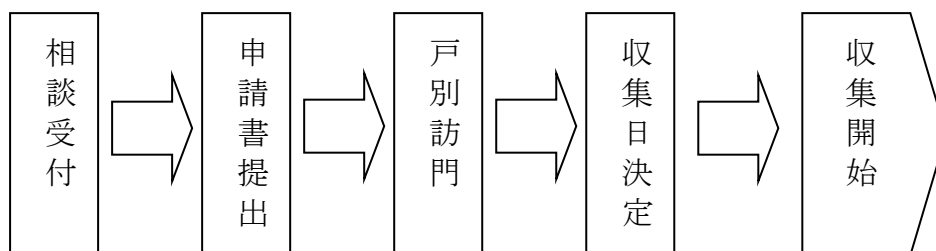
4. 収集曜日・収集場所

A地区	C・E地区	B地区	D・F地区
月曜日	火曜日	木曜日	金曜日

○収集時間は、午後からの訪問収集となります。

○収集場所は、玄関先となります。

相談から収集までの流れ



安否確認も同時に行います（希望者）

ごみ収集時に「声かけ」をすることにより、高齢者や障がいのある方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行います。

- 連絡がなくごみが出ていない場合や声かけしても応答がない場合は、緊急連絡先へ連絡をします。
- 緊急連絡先に連絡がとれない場合は、関係各課や介護施設等に連絡をします。

【お願い】

- (1) ごみに関すること以外は、対応できません。
- (2) 対象要件に該当するかを確認するため、面談時に介護保険被保険者証などの提示をお願いします。
- (3) サービスの開始は、申請から訪問等手続き上の調整で、お待ちいただくことがあります。
- (4) ふれあいサポート収集により行うことができるサービスは、玄関先まで出していただいたごみを収集することで、市の職員が家の中まで立ち入ってのごみの収集は行いません。また、出されるごみにつきましては、可能な限り門真市指定の分別方法に従ってください。
- (5) 申請内容に変更があった場合は、収集利用変更届出書を提出してください。
 - 例：引っ越した場合
 - 入院等で長期利用しない場合
 - 死亡した場合
 - 利用者を変更した場合
- (6) 利用決定後に対象要件に該当しなくなった等の場合は、収集を中止することがあります。





問合せ先

門真市深田町 19 番 5 号

門真市環境水道部クリーンセンター業務課

TEL 06-6909-0048